議発第1号議案

豊川市議会会議規則の一部改正について

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。 令和3年3月24日提出

提出者 豊川市議会議会運営委員長 浦 野 隼 次

豊川市議会会議規則の一部を改正する規則

豊川市議会会議規則(平成17年豊川市議会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第81条第1項中「押印」を「署名又は記名押印」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、多様な人材の市議会への参画を促進するための環境整備を図るため、会議の欠席事由及び出産に伴う欠席期間の範囲を明確化するとともに、押印を求めている手続の見直しを図るため、請願書における押印の

義務付けを見直す必要があるからである。